令和８年度　集団指導
全施設・サービス事業所



介護職員等処遇改善加算について

※介護職員等処遇改善加算＝
- 旧介護職員処遇改善加算
- 旧介護職員等特定処遇改善加算
- 旧介護職員等ベースアップ等支援加算

鹿児島市　長寿あんしん課　長寿施設係

介護職員等処遇改善加算の主な変更点

【上位の加算区分の追加】

加算Ⅰ・Ⅱについては、６月１日から、
上位区分としてⅠロ・Ⅱロが追加されました。

新加算区分	既存の加算要件	令和８年度特例要件
加算Ⅰロ	○	○
加算Ⅰイ	○	
加算Ⅱロ	○	○
加算Ⅱイ	○	

※本項目は、令和７年度までに処遇改善の対象となっているサービスに限られます。

介護職員等処遇改善加算の主な変更点

【令和８年度特例要件】

令和８年６月１日の報酬改定から、
令和８年度特例要件として、以下の要件が定められています。

・年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること。
・年度内に生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定すること。

サービス	影響
令和７年度までに処遇改善加算の対象となっていたサービス（訪問介護など）	加算Ⅰ又はⅡを算定できるとき、それぞれ加算Ⅰロ・加算Ⅱロを算定できるようになる。
令和８年度から処遇改善加算を算定できるようになったサービス（居宅介護支援など）	処遇改善加算が算定できる。

介護職員等処遇改善加算の主な変更点

【対象サービスの追加】

以下のサービスは、新たに加算を算定できるようになりました。

- （介護予防）訪問看護
- （介護予防）訪問リハビリテーション
- 居宅介護支援、介護予防支援

※算定要件…下記のいずれかを満たすこと。

- 年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること。
- 処遇改善加算Ⅳに準ずる算定要件を満たすこと。

※加算区分はありません。

介護職員等処遇改善加算に関する注意事項①

【職員への周知・説明について】

周知していなければ加算要件を満たしません！

（介護保険最新情報Vol.1479より）
処遇改善加算等の基本的考え方並びに事務処理について

・賃金改善を行う方法等について、
計画書を用いるなどにより、**職員に周知**すること
・就業規則等の内容についても、**職員に周知**すること
※職員から、処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、
当該職員についての賃金改善の内容について、
書面を用いるなど、分かりやすく回答（説明）すること

介護職員等処遇改善加算に関する注意事項①

【職員への周知・説明について】

周知していなければ加算要件を満たしません！

計画書等を用いて**職員へ説明**を行った上で、
「賃金改善確認書」に日付の記入と署名をもらってください。

※賃金改善確認書は、職員から賃金改善の実施を確認した旨の
署名をもらったうえで、**実績報告時に提出が必要**です。

介護職員等処遇改善加算に関する注意事項②

【実績報告書の提出について】

（介護保険最新情報Vol.1479より）
処遇改善加算等の基本的考え方並びに事務処理について

最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに
実績報告書の提出が必要です。

通常：最終の加算（３月サービス提供分）の支払い ⇒ ５月
その翌々月の末日 ⇒ **７月末日まで**に実績報告

介護職員等処遇改善加算に関する注意事項②

【実績報告書の提出について】 ～年度途中で事業所を廃止した場合～

＜ケース１＞：他に加算取得事業所あり（法人運営）

廃止事業所以外で、処遇改善加算等を取得している事業所を法人が継続して運営している場合

↓

７月末日までに法人でまとめて実績報告

※事業所毎に実績報告を作成している場合は次ページ参照

介護職員等処遇改善加算に関する注意事項②

【実績報告書の提出について】 **～年度途中で事業所を廃止した場合～**

＜ケース２＞：事業所単位で実績報告書を作成

・廃止事業所以外に、加算を取得している事業所が法人内に存在しない場合
・例年、事業所ごとに実績報告書を作成している場合

最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、
実績報告書を提出してください。

（例） １２月に事業所を廃止した場合
最終の加算（１２月サービス提供分）の支払い ⇒ ２月
その翌々月の末日 ⇒ **４月末日まで**に実績報告